

下 関 市 告 示 第 5 9 5 号

令和 8 年(2026 年) 8 月 1 8 日

令和 8 年度屋外広告物講習会（以下「講習会」という。）の開催に当たり、下関市屋外広告物条例施行規則（平成 2 1 年規則第 9 号。以下「規則」という。）第 2 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり告示する。

下関市長 前田 晋太郎

記

1 講習会の日時及び場所

|     |                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------|
| 日 時 | 令和 8 年 1 1 月 1 3 日（金）<br>午前 9 時 5 5 分から午後 5 時 1 5 分まで |
| 場 所 | 下関市役所本庁舎西棟 5 階大会議室<br>（下関市南部町 1 番 1 号）                |

2 講習科目及び時間

|     |                    |      |
|-----|--------------------|------|
| 科 目 | 広告物及び掲出物件に関する法令    | 2 時間 |
|     | 広告物の表示に関する事項       | 2 時間 |
|     | 広告物及び掲出物件の施工に関する事項 | 2 時間 |

3 受講手数料

3, 2 5 0 円

4 受講手続

- ・講習を受けようとする者は、屋外広告物講習会実施要領で詳細を確認すること。
- ・屋外広告物講習会受講申込書（規則様式第 1 8 号。以下「申込書」という。）に必要事項記入・写真貼付の上、持参又は郵送により、下関市都市計画課に提出すること。
- ・申込書提出と同時に受講手数料を納付すること。

※写真・・・縦 5. 5 センチメートル、横 4 センチメートル、申込前 6 月以

内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの。裏面には、氏名を記入すること。

## 5 申込書の受付期間

令和8年9月14日（月）から10月16日（金）まで（郵送の場合は、10月16日までの消印があるものは、有効とする。）

## 6 その他

(1) 屋外広告物講習会実施要領及び申込書は、下関市ホームページからダウンロードできるほか、下関市都市整備部都市計画課、下関市各総合支所建設農林（水産）課、山口県土木建築部都市計画課、山口県各土木建築事務所でも受け取ることができる。

(2) この講習会についての問合せ先

〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号

下関市都市整備部都市計画課景観係

TEL:083-231-1225

FAX:083-231-4799

Eメール:keikan@city.shimonoseki.yamaguchi.jp